

概

要

版

# 第3期余市町 子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7年3月  
余市町



# 計画の策定にあたって

## 計画策定の背景

我が国においては、令和5年の全国の合計特殊出生率が1.20となっており、急速な少子化が進行、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造が変化する中で、児童虐待、ヤングケアラー、自殺者数の高止まりなど、様々な問題が顕在化しています。

このような課題を解決するために、国においては、次世代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした、こども基本法が施行され、さらなるこどもに関する施策を総合的に推進するため、こども大綱が閣議決定されました。

さらには、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとなっています。

このような背景の中、余市町においては、第2期余市町子ども・子育て支援事業計画の改定時期を迎えることから、「第3期余市町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として位置づけます。

また、本町の最上位計画である「余市町第5次総合計画」(令和4年3月策定)との整合を図るとともに、関連計画との整合や調整を図りながら策定しています。

## 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

## 計画の策定方法

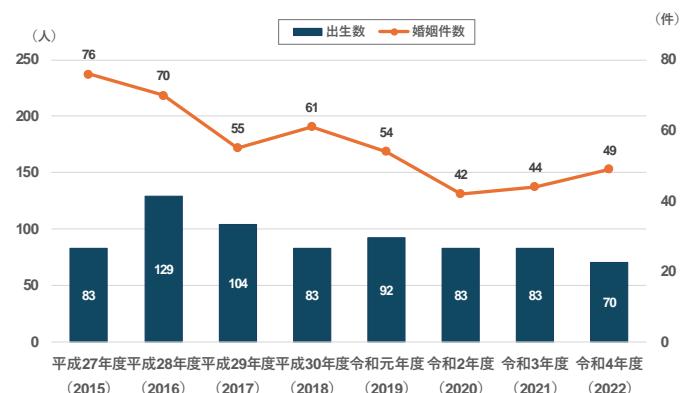
本計画は、以下の内容を踏まえて策定しています。

- 余市町子ども・子育て会議による協議
- アンケート調査の実施(令和6年6月5日～6月28日実施)
- パブリックコメントの実施(令和7年1月27日～2月26日実施)

# 余市町の子ども・子育て家庭の現状

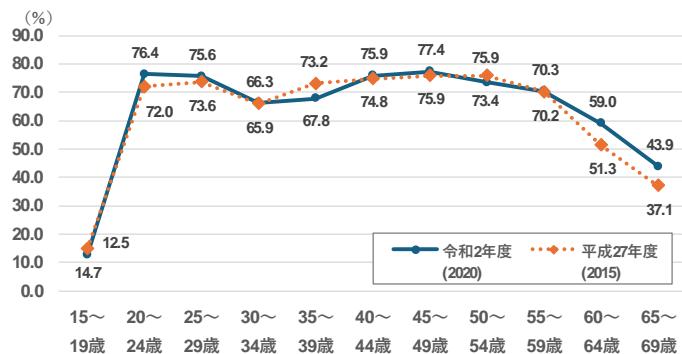
## 出生数と婚姻件数

年によって変動はありますが、本町の出生数は近年70～80人前後で推移しています。婚姻件数は、近年は50人前後となっています。



## 女性の就業率の推移

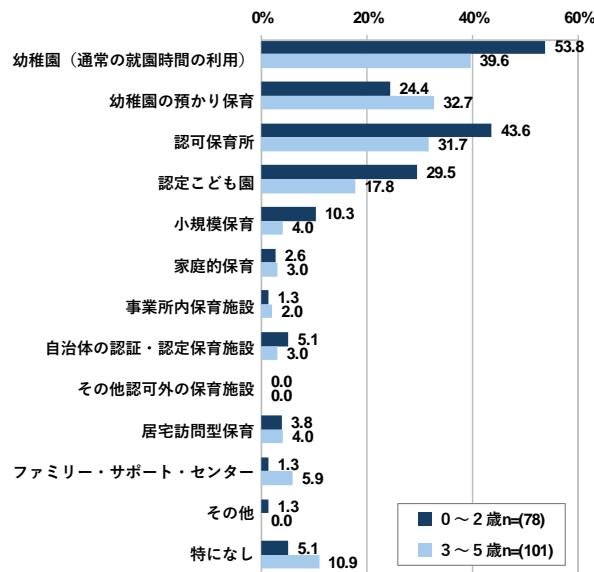
本町における女性の就業率は、30歳代前半から後半にかけて就業率の低下がみられます。子育て期以外の年齢層では、概ね7割を超えています。



## 今後定期的に利用したい教育・保育事業

0歳～2歳では、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が53.8%と最も多く、次いで「認可保育所」が43.6%となっています。

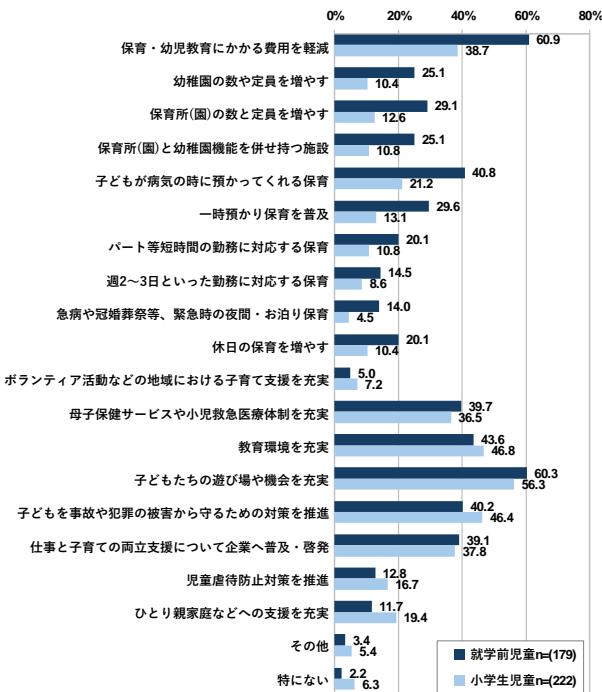
3歳～5歳では、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が39.6%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が32.7%、「認可保育所」が31.7%となっています。



## 必要だと思う子育て支援策

「保育・幼児教育にかかる費用を軽減」が60.9%と最も多く、次いで「子どもたちの遊び場や機会を充実」が60.3%となっています。(就学前児童)

「子どもたちの遊び場や機会を充実」が56.3%と最も多く、次いで「教育環境を充実」が46.8%となっています。(小学生児童)



# 計画の考え方

余市町では、「“家族”“地域”が支え合い育て合うよい関係をつくる」ことをキーワードに、子育ての環境を整えることは、少子高齢化社会にとって極めて重要な課題であることを共通認識としています。

その上で、子どもの人としての権利や自由を尊重しながら、町民や地域、行政など多くの人々が連携し、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

この計画は、こうした第2期計画の考え方を継承しつつ、以下のとおり基本理念を掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進します。

## 基本理念

### 子どもと子育て家庭をみんなで支え合うまち 余市

子どもと家族を取り巻く状況が大きく変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築する必要があります。

この計画の推進にあたっては、「子どもと子育て家庭をみんなで支え合うまち 余市」の基本理念を踏まえ、以下、5つを基本目標とし、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

#### 基本目標 1

乳幼児期における切れ目のない教育・保育の推進

#### 基本目標 2

地域における支え合いの仕組みづくり

#### 基本目標 3

親子の健康の確保と子どもの健やかな成長に繋げる支援

#### 基本目標 4

配慮を必要とする子どもと子育て家庭への支援

#### 基本目標 5

家庭と仕事の両立の推進

# 施策の展開

## (1)産休・育休明けにおける教育・保育等の円滑な利用の確保

本町においては、出産後の育児休業満了時(原則1歳到達時)から保育所、認定こども園、幼稚園等の利用を円滑に利用できるような環境整備について検討し、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対して様々な手法を用いて情報提供を行うとともに、保護者が地域から孤立することがないよう、相談体制の充実、相談窓口の周知など、必要な支援を積極的に行っていきます。

## (2)児童虐待防止対策の推進

本町では、育児放棄や児童虐待などから子どもの命を守るために対策として、病院、児童相談所、警察、学校、保育所(園)、認定こども園、幼稚園などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、情報共有や個別のケース検討会議を開催するとともに、虐待の予防等に関する町民への啓発などを行っています。

また、子どもや家庭に関する相談体制の充実とともに、妊娠・出産及び育児期に支援を要する子どもや妊婦の家庭を早期に把握し支援していきます。

## (3)障がい児施策の充実等

本町では、就学前児童に対して、北後志母子通園センターで療育や相談支援等を行っていますが、今後も支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実を図っていきます。

また、保育所(園)・認定こども園、幼稚園、学校などと連携し、子どもを支援する職員の研修会参加など資質向上を図るとともに、発達障がいについて、適切な情報周知と家族支援を行うなど関係機関と連携して取組を進めています。

## (4)生まれ育った環境に左右されない支援の推進

本町では、子どもと子育て家庭を支援する視点を基本に、教育の支援、生活の安定の支援、保護者の就労支援、経済的支援など、子どもの貧困の解消に向けた施策を今後も推進していきます。

特に、ひとり親家庭に対しては、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により総合的な自立支援を推進します。

## (5)教育・保育環境の充実

本町では、子どもと子育て家庭が望んでいる子育て支援施策を実施するために、保育や教育に携わる職員に対する研修を実施するとともに、幼少期から子どもが自立していくまで、切れ目のない支援を進めています。

# 教育・保育の量の見込み及び確保方策

## 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を定めることとされています。

本町では、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの生活圏域となっています。

今後、人口減少によって教育・保育ニーズが減少する地域も想定されるなど、町内全体で柔軟に需給調整を行うことも想定されることから、本町では1区域を設定します。

## 教育・保育の量の見込み及び確保方策

### 1号認定、2号認定(3歳～)

単位	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	
量の見込み	人	160	90	147	82	140	79	135	76	133	75
確保方策	人	229	169	229	169	229	169	229	169	229	169

### 3号認定(0～2歳)

単位	令和7年度	令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
量の見込み	人	19	37	38	19	38	38	19	37	38	18	37	37
確保方策	人	19	42	52	19	42	52	19	42	52	19	42	52

## 乳児等通園支援事業の量の見込み及び確保方策

市町村は、教育・保育給付と同様に、子ども・子育て支援事業計画において、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る「量の見込み」と「確保方策」を定める必要があることから、本町においても、次のとおり設定することとします。

アンケート調査結果からも、乳児等通園支援事業を利用したいと回答した保護者は多くなっていることから、令和8年度以降の実施を見越して、量の見込みに対応した定員を確保することを基本とし、実際の保護者ニーズに応じた提供体制の確保に努めることとします。

項目			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	延べ利用人数	1	1	1	1	1
	確保方策	延べ利用人数	－	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	延べ利用人数	2	2	2	2	2
	確保方策	延べ利用人数	－	1	1	2	2
2歳児	量の見込み	延べ利用人数	2	2	2	2	2
	確保方策	延べ利用人数	－	1	1	2	2

# 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業の見込みについては、就学前児童を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」から算出された量の見込みに対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算すると、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは、利用実績をもとに補正を行っています。

事業名	単位	上段:量の見込み/下段:確保方策					事業概要
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報提供や相談・援助を実施するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。
	箇所	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業	人/年	2,691	2,549	2,513	2,448	2,419	子育て世代の親子が集い、交流する場を提供し、子育てについての情報交換や相談・援助を行う事業です。
	人/年 箇所	2,691 3	2,549 3	2,513 3	2,448 3	2,419 3	
妊婦健康診査	受診票交付 (件/年) 健診回数 (回/年)	85 1,020	85 1,020	83 996	82 984	82 984	妊婦や胎児の健康状態を確認するため、定期的に健康診査(健康状態の把握、検査計測、保健指導)を行う事業です。
	受診票交付 (件/年) 健診回数 (回/年)	85 1,020	85 1,020	83 996	82 984	82 984	
産後ケア事業	人/年	10	10	11	12	12	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。
	人/年	10	10	11	12	12	
乳児家庭全戸訪問事業	人/年	62	62	60	60	59	生後4か月までの乳児を対象に全戸訪問を実施し、養育環境を把握するとともに、必要なサービスの提供につなげるなど子育てに関する情報提供を行う事業です。
	人/年	62	62	60	60	59	
養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	人/年	25	25	25	25	25	養育支援が特に必要な家庭や、養育に関する悩みや子どもの発達に不安のある方に対し、家庭訪問により支援を行う事業です。
	人/年	25	25	25	25	25	
子育て世帯訪問支援事業	人/年	24	23	22	21	21	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。
	人/年	-	-	-	-	21	
児童育成支援拠点事業	人/年	12	11	11	11	10	養育環境等に関する課題を抱える児童について、生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。
	人/年	-	-	-	-	10	

事業名	単位	上段:量の見込み/下段:確保方策					事業概要
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
親子関係形成支援事業	人/年	12	11	11	11	10	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。
	人/年	-	-	-	-	10	
子育て短期支援事業	人/年	60	57	55	53	52	18歳未満を対象とし、保護者の病気等により、家庭での養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において短期間児童を預かる事業です。
	人/年	70	70	70	70	70	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	人/年	10	10	10	10	10	子育てについて援助を受けたい人と援助を提供したい人により会員組織をつくり、相互に子育て家庭を支援していく事業です。
	人/年	10	10	10	10	10	
一時預かり事業 ①:預かり保育[幼稚園、認定こども園] ②:一時預かり[保育所(園)]	① (人/年)	9,362	9,362	9,362	9,362	9,362	'預かり保育事業'とは、保護者の希望に応じて、教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。
	② (人/年)	196	196	196	196	196	
	① (人/年)	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	'一時預かり事業'とは、普段、保育所の利用がない世帯の保護者が病気やけがなどにより、一時的に保育を必要とする場合に子どもを預かる事業です。
	② (人/年)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
延長保育事業	人	13	12	12	12	11	保育所(園)の在園児について、通常の利用時間を延長して保育する事業です。
	人箇所	110 3	110 3	110 3	110 3	110 3	
病児保育事業	人/年	109	103	102	99	98	病中又は病気回復期にあって、集団の中での保育が困難な病児を預かる事業です。
	人/年	実施体制を検討	関係機関と協議				
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	実使用者数	244	243	241	236	236	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生(1~6年生)に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
	定員(人) 実施数(箇所)	360 9	360 9	360 9	360 9	360 9	

## 第3期余市町子ども・子育て支援事業計画 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

発行日：令和7年3月

発行：余市町

編集：余市町 民生部 子育て・健康推進課

〒046-8546 北海道余市郡余市町朝日町26番地

TEL 0135-21-2122

FAX 0135-21-2144